○国土交通省告示第四百六十三号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行令附則第十二条第二十五項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事は、高齢者等が居住する家屋につき行う次のいずれかに該当するもの（当該改修工事に付帯して必要となる改修工事を含む。）とする。 一～八　（略）	地方税法施行令附則第十二条第二十四項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事は、高齢者等が居住する家屋につき行う次のいずれかに該当するもの（当該改修工事に付帯して必要となる改修工事を含む。）とする。 一～八　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十四号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十九項の規定に基づき、平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「附則第十二条第十九項」を「附則第十二条第二十項」に改める。

別表中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、「印」を削り、「第77条の58又は第77条の60」を「第77条の58第１項又は第77条の61」に改める。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の別表による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第四百六十五号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条の二第二項の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の十一第一項に規定する基準に適合する旨を証する書類を次のように定めたので告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

地方税法施行規則附則第七条の二第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の十一第一項の規定の適用を受けようとする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物（同法第十四条第三項の条例で定める同法第二条第十八号に規定する特定建築物を含む。）に該当する家屋の所在地を管轄する地方公共団体の長、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関が、当該家屋において行われた地方税法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事について、当該利便性等向上改修工事に係る部分が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第一項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合するものであることを、別表の書式により証する書類とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。